

魚 種	体 長
あ ま ご	15センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 第2条第1項に掲げる漁具漁法により遊漁する場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。

漁具漁法		1年間の遊漁料	備考
ア	手釣、竿釣、友釣、せん、たも網及びすくい網（あゆの採捕は、たも網及びすくい網を除く）	4,000円	
イ	手釣、竿釣、友釣、せん、たも網、すくい網及び投網	6,000円	

2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は5万円を限度とし、毎年理事会において決定し、その旨を公示する。

3 前2項の規定にかかわらずアの項の漁具漁法で遊漁する場合に限り、遊漁料を小学生以下は無料、75歳以上は半額とする。

4 第1項の遊漁料及び第2項の特別遊漁料は、組合の事務所に納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認証（様式第2号）を交付するものとする。

2 第2条第1項及び第2項の規定により遊漁しようとする者（以下「遊漁者」という。）は、遊漁しようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、第10条第1項に規定する漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示にしたがわなければならない。

2 遊漁者は、遊漁するときは、相互に適当な距離を保ち、他の者に迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するため、漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は、遊漁者の行う遊漁に関し、必要な指示をすることができる。

3 漁場監視員は、漁場監視員証（様式第3号）を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は、返納しないものとする。

重信川漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の名称及び住所

重信川漁業協同組合

伊予郡砥部町五本松436番地

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 遊漁規則の施行の日

令和6年4月1日

4 遊漁規則の全文（様式は、省略）

（目的）

第1条 この規則は、重信川漁業協同組合の有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網及び投網の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。

4 組合は、第2項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第3項の規定の場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

5 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料又は同条第2項の特別遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条 空掛け・やな・狩りさし網・瀬張り及び石かまの漁具漁法によりあゆを採捕してはならない。

2 やすを使用し、遊漁をしてはならない。

3 はえ縄の漁具漁法により、うなぎを採捕してはならない。

4 やなの設置場所から上流100mまでの区域においては、網又は灯火を使用し、遊漁してはならない。

5 あゆを採捕する目的で使用できる灯火は、電池3本、球38までとする。

6 投網を使用して行う遊漁の従事者は、網1統につき2人以内とする。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
う な ぎ	4月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する取扱所に掲示するものとする。

（禁止区域）

第5条 重信川尻、内共第12号の漁場区域から上流4番鎌の標識までの区域内において、10月1日から10月31日までの期間内は、う

なぎ以外を採捕してはならない。

2 川内町表川滝の下橋より上流100m及び下流天神橋100mの区間は魚類保護の為に釣り、投げ網の一切を禁止する。

3 砥部町衡上断層付近河川上流大岩橋100m及び下流蛸橋100m区間は、魚類保護の為に釣り、投げ網の一切を禁止する。

4 国道56号線重信川大橋南側を東へ500mの間は、鮎釣り専用箇所として年間投網で遊漁をしてはならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 第2条第2項における遊漁料の額は、次のとおりとする。
ただし、中学生以下の遊漁料は、手釣及び竿釣については無料とする。

漁具・漁法	期間	遊漁料
手釣、竿釣、たも網	1年	1,500円
投網	1年	2,500円

2 第2条第3項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は、1万円を限度とし、毎年理事会において決定し、その旨を公示する。

3 遊漁料および特別遊漁料は、組合事務所又は組合の委託した取扱所に納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 承認期間
- 漁具・漁法
- 発行者名

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、発行者名を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

湯山漁業協同組合内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の名称及び住所

湯山漁業協同組合

松山市東川町甲105番地

2 漁業権の免許番号

内共第13号

3 遊漁規則の施行の日

令和6年4月1日

4 遊漁規則の全文（様式は、省略）

（目的）

第1条 この規則は、湯山漁業協同組合の有する内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条 曳網、ヤス、からがけ、やな、刺網、瀬張り、石がまの漁具漁法により遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日まで
あ ま ご	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する取扱所に掲示するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域において遊漁をしてはならない。

- 横谷川調整池及び横谷川調整池下流槽井出の間
- 石手川にかかる宿野橋下流端より下流四国電力株式会社湯山発電所放水口上流端の間
- 石手川ダムえん堤上流端より上流500メートルの間及び同えん堤下下流端より下流150メートルの石手川にかかっている橋の上流端の間
- その他理事が水産動植物の繁殖保護、漁業調整上特に必要と認める区域ただし、その区域を定めたときは、これを公示しなければならない

（全長制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	期 間
あ ま ご	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

漁具・漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
手釣・竿釣・友釣	500円	2,000円
手釣・竿釣・友釣・投網	2,000円	3,500円

- 2 中学生以下の者の遊漁料は第1項の規定にかかわらず、手釣、竿釣については無料とする。
- 3 遊漁料納付の場所は、組合事務所及び組合の委託した取扱所とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとし、投網の遊漁承認証については、発行番号に○を付し他の遊漁承認証と区別する。

- (1) 承認を受けた者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 実施年度
- (3) 発行者名及び発行番号

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 住所、氏名及び生年月日
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

面河川漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の名称及び住所
面河川漁業協同組合
上浮穴郡久万高原町上黒岩2912番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第14号
- 3 遊漁規則の施行の日
令和6年4月1日

4 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、面河川漁業協同組合の有する内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎ及びあまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網、友釣、と網、なげ網、やす、かご及び小型狩刺網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網、友釣、と網、なげ網、やす、かご及び小型狩刺網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限及び禁止)

第3条 発射装置を有するやすを使用して遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
大型狩刺網	高さ3メートル以内 長さ50メートル以内 網目18ミリメートル以上 1人3統以内
小型狩刺網	高さ1.2メートル以内 長さ30メートル以内 網目18ミリメートル以上 1人5統以内
と網・投げ網	投げ網長さ20メートル以内 網目15ミリメートル以上 1人1投以内
たも網	口径1メートル以内
うえ	口径1メートル以内 長さ2メートル以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁法で行う遊漁は、右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

漁 法	期 間
友釣、手釣、竿釣、たも網及びかご以外の漁具・漁法で行う遊漁	8月3日から11月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する鑑札交付所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない

- (1) 四国電力堰堤魚道及び砂防堰堤魚道
- (2) やなの設置場所(やな口)から上流100メートルまで
- (3) 面河ダムサイドから上流200メートルまで